

## 第8号議案

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例の制定について

豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例を別紙のように定める。

平成26年2月28日 提出

豊後大野市長 橋本 祐輔

### 提案理由

定住の目的で市外からの転入者が住宅を取得する場合における助成制度を創設したいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市定住促進に係る持家取得の助成に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、豊後大野市（以下「市」という。）の区域外（以下「市外」という。）に居住する者が定住の目的で市の区域内（以下「市内」という。）に転入することに伴い住宅を取得する場合において、当該取得に要する経費の一部を助成することにより、人口の増加、地域の活性化等に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (2) 併用住宅 個人住宅部分と店舗、事務所、賃貸住宅等の事業の用に供する部分とが結合して一体となっている家屋（自己の居住の用に供する部分が全体の50%以上であるものに限る。）をいう。
- (3) 定住 永く住むことを前提に市内に住所を有するとともに生活の本拠を置くことをいう。
- (4) 住宅の取得 市内に住宅を新築し、又は市内に存する新築住宅若しくは中古住宅を購入することをいう。
- (5) 新築住宅 新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (6) 中古住宅 過去に人の居住の用に供したことがある住宅又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅をいう。
- (7) 転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づく転入の届出により、市内に住所を定めた者をいう。
- (8) 居住 生活の本拠として住所を定め、生活の実態を有することをいう。
- (9) 小規模集落 当該年度において、高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合）が50%以上の自治会をいう。

### (助成対象者等)

第3条 この条例による助成は、持家取得助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内において交付することにより行うものとし、助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 平成26年4月1日以後に住宅の取得に係る契約を締結し、当該住宅の所有者として登記をされた登記名義人（登記名義人が共有名義の場合は、その代表者）であって、当該契約締結の日以後の日から規則で定める日までの間に当該住宅で居住を始めた次のいずれかに該当する転入者
  - ア 当該契約締結の日引き続く当該日以前の市外における居住期間が継続して5年以上である者
  - イ 当該契約締結の日以前において市内に居住していた者（当該居住に係る転入の日が当該契約締結の日の1年以内であり、かつ、当該契約締結の日まで継続して市内に居住していた者に限る。）で、当該転入の日引き続く当該日以前の市外における居住

期間が継続して5年以上である者

- (2) 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員に市区町村税等の滞納がないこと。
- (3) 過去においてこの条例の規定による助成金の交付を受けたことのない者であること。
- (4) 居住地をその区域に含む自治会に加入する者であること。
- (5) 助成金の受領年度の翌年度から起算して10年以上引き続き定住することを誓約する者であること。

- 2 前項第1号に規定する場合において、当該転入者が市等が実施する研修制度で規則で指定するものの研修生であるときは、当該研修を正規に修了した場合に限り、同号の規定にかかわらず、当該修了の日から規則で定める期間内に住宅を取得し、居住を開始するものについて助成の対象とすることができる。

(助成対象住宅等)

第4条 助成の対象となる住宅の取得は、個人が行う施工業者による個人住宅又は併用住宅の新築工事及び新築住宅又は中古住宅の購入とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 建物の価格が、新築又は新築住宅の購入の場合にあつては1,000万円未満、中古住宅の購入の場合にあつては500万円未満の住宅であるもの
- (2) 公共事業等に伴う住宅移転補償による住宅の取得であるもの

- 3 第1項に規定する工事又は購入のうち、市、国、他の地方公共団体等が実施する他の助成制度等の対象となる部分については、助成の対象としない。

- 4 併用住宅に係る住宅の取得については、当該住宅の取得のうち自己の居住の用に供する部分以外の部分は助成の対象としない。この場合において、当該住宅の取得に係る経費について合理的に自己の居住の用に供する部分に係る経費を分離できないときは、住宅の取得に係る経費の総額に自己の居住の用に供する部分の床面積を建物全体の床面積で除して得た数を乗じて得た金額を助成対象とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅の新築又は新築住宅の購入の場合

ア 市内に本店又は営業所等を有する業者で施工する場合又は当該業者から購入する場合 100万円

イ ア以外の業者で施工する場合又は当該業者から購入する場合 30万円

- (2) 中古住宅の購入の場合 50万円

- 2 小規模集落において住宅の取得をし、かつ、次の各号のいずれかの条件を満たす場合は、第1号に該当する者にあつては20万円を、第2号に該当する者にあつては当該条件を満たす子ども1人につき10万円をそれぞれ前項の助成金に加算して交付する。

- (1) 住宅を取得した日における世帯責任者（世帯において主として当該世帯の生計を維持していると市長が認める者をいう。）の年齢が45歳未満である者
- (2) 住宅を取得した日において、同一世帯内に義務教育終了前の子どもがいる者

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、第3条第1号に規定する契約の締結後、規則で定める期間内に市長に交付申請をしなければならない。

(決定及び交付)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請による助成金を決定し、交付する。

(変更の承認申請)

第8条 前条の規定により決定を受けた申請者は、提出した書類の内容に変更が生じたときは、速やかに、市長に対し変更の承認申請を行い、その承認を得なければならない。

(調査等)

第9条 市長は、必要と認めた場合には、申請内容、交付状況等について調査し、又は申請者に対し報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が助成金の受領年度の翌年度から起算して10年以内に市外に転出したとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの条例の規定に違反したとき。

(助成金の返還命令)

第11条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。